

令和5年度 社会福祉法人指導監査結果

■ 令和5年度は社会福祉法人に対する指導監査を8件実施しました。

※ 「改善報告書の内容」は、原則として事業者に指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容を記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

	法人名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
1	社会福祉法人 近畿福音ルー テル福祉会	実地監査	令和5年3月の評議員会の決議の省略にあたり、理事会において決議を経ていない。今後は、評議員会の目的である事項等について、理事会の決議により定めること。 【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条準用】 令和5年6月の評議会に理事長が出席しているが、議事録に出席した役員の記載がなかった。開催された評議員会の内容に関する議事録において、評議員会に出席した理事又は監事の氏名を記載すること。 【社会福祉法施行規則第2条の15第3項】 評議員会の決議は、法令及び定款に定める事項に限り行うことができるが、令和5年6月16日に開催された評議員会において、法令及び定款に定められていない事項について評議員会の決議を行っていた。 また、社会福祉法人近畿福音ルーテル福祉会定款第35条第2項において、事業報告についてその内容を定時評議員会に報告しなければならない旨が規定されているが、令和4年度の事業報告の内容について定時評議員会に報告していなかった。 今後は是正すること。 【社会福祉法第45条の8第2項】 社会福祉法人近畿福音ルーテル福祉会定款第35条第1項において、事業報告について理事会の承認を受けなければならない旨が規定されているが、令和4年度事業報告について理事会で決議されていなかった。今後は、事業報告について、理事会において決議を行うこと。	今後、3月の評議員会の決議の省略にあたり、評議員会の目的事項等について、理事会の決議によって定めます。 今後、評議員会に出席した理事又は監事の氏名を記載いたします。 今後、評議員会における議事録署名人の事項を議案としてとりあつかいません。又、事業報告の内容についても定時評議員会で報告いたします。 今後、事業報告について理事会において決議を行います。
2	社会福祉法人 サンライフ	実地監査	平成27年3月における土地の賃貸借契約締結に関して理事会について、議事録が保存されておらず、理事会において審議されている旨を確認することができなかった。 当該事項について審議を行った理事会の議事録、議案、その説明資料、招集通知又は当該契約の決裁に係る文書等の当時の書類等の所在を確認し、当該書類をもって、理事会において当該契約の締結に関して適切に審議されていることを奈良市法務ガバナンス課に説明すること。 【社会福祉法第45条の15】	平成27年3月における土地の賃貸借契約締結に関しての理事会等議事録については、再度法人側で書類及びデータの所在を確認したが、書類、データ共に見つからなかった。また、契約締結に関する理事会等への説明資料も見つからなかった。 「当該計画に関しては、契約前に理事及び評議員へ、資料に基づき事前に説明の上、了承を得ていた。」と理事長は記憶しているが、当時の事務担当者は既に退職しており、当該契約の決裁に係る文書データ及び書類の所在は分からなかった。

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者に指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容を記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

法人名		監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
			令和4年6月3日に理事会の決議があったものとみなされた事項のうち、不動産の購入の承認については、理事長が特別の利害関係がある者として扱われているものの、利益相反取引にあたるにもかかわらず、理事会において重要な事実の開示を行っておらず、当該取引後も、当該取引についての重要な事実を理事会に報告していなかった。 速やかに当該取引について理事会に取引の主な内容や利益相反状態の具体的な説明等の重要な事実を報告するとともに、今後は利益相反取引については理事会において重要な事実の開示を行った上で、承認を得ること。 併せて、当該取引について、重要な事実及び当該取引が妥当なものであることを奈良市法務ガバナンス課に説明すること。 【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条第1項及び第92条第2項準用】	今後は利益相反取引については、重要な事実の開示を行った旨を議事録に明示するとともに、開示資料を議事録に添付するようにいたします。 ご指摘の不動産購入に関しては、理事会に提示した「重要な事実」の資料として、購入価格の妥当性に関する資料(不動産業者から近隣時価の資料)が紙面でありましたので、その紙面を示します。
			明日香拠点と西大寺拠点との内部取引において、一つの会計仕訳において、明日香拠点と西大寺拠点が混在する会計処理が行われている。社会福祉法人会計では、法人内の内部取引がある場合、それぞれの拠点毎に会計仕訳を行う必要がある。そうしなければ拠点区分貸借対照表の貸借が一致しないこととなり、現状では貸借の不一致を解消するため、決算時に拠点区分間繰入収入(収益)、拠点区分間繰入支出(費用)で調整しているが、社会福祉法人会計における適正な会計処理ではないため、正規の簿記の原則に従って会計処理すること。 【社会福祉法人会計基準第2条第2項】	令和6年4月1日以降の取引のうち、明日香拠点と西大寺拠点との内部取引に関して、月次の会計処理にて正規の簿記の原則に従った会計処理を実施いたします。
			令和4年8月に医療法人清和会の土地・建物で取得している。社会福祉法人サンライフの理事長は、当該医療法人の理事長を兼務しており、関連当事者との取引に該当するが、注記における関連当事者との取引の内容に関する事項において、取引の内容、取引の種類別の取引金額、取引条件及び取引条件の決定方針等が記載されていない。今後は、関連当事者との取引に該当する場合には、適切に記載すること。 【社会福祉法人会計基準第29条、社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い22】	令和6年3月期決算での関連当事者との取引の注記にて、ご指摘の医療法人清和会からの土地・建物の取得に関する注記(取引の内容、取引金額、取引条件及び取引条件の決定方針等)を記載いたします。
3	社会福祉法人 中川会	実地監査	評議員会を招集するにあたり、議案の一部については理事会の決議によって定めていない事項であるにもかかわらず、評議員会の招集通知に記載し、評議員会で決議を得ていた。 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、評議員会の目的である事項があるときは、その事項を定めること。 【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条準用】	令和5年3月8日開催の理事会議事録に於いて、評議員会招集について一部議案が抜けていた件につき、理事会では当該議案を含めて評議員会招集の審議をしておりましたが、議事録作成時に誤って当該議案を記載しておりませんでした。今後は議事録作成に誤りのないよう、正確に記録いたします。

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者が指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容を記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

	法人名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
			社会福祉法人中川会定款施行細則第13条の規定によれば、監事の選任候補者の提案は在任する監事の過半数の同意を得なければならない、その同意があった旨は理事会議事録に記録するものと規定されているが、令和5年6月30日に開催された評議員会における監事の選任に関する議案について、理事会議事録に監事の過半数の同意の記録はなく、監事の過半数の同意を得たことを確認できない。 監事の過半数の同意を得た上で、定款細則に従い、同意があった旨を適切に記録すること。 【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条準用】	令和5年6月9日開催の理事会議事録に於いて、評議員会に提案する監事の選任候補者について、在任する監事の過半数の同意を得た旨を記載できておりませんでした。今後は誤りのないよう、正確な議事録作成を行います。
4	社会福祉法人 奈良苑	実地監査	令和5年6月24日に開催された評議員会における監事の選任に関する議案について、監事の過半数の同意を得ていることを確認できなかった。監事の過半数の同意を得たことが明確になるよう記録すること。 【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項準用】	監事の過半数の出席及び同意は得ていたが、議事録にて明確に同意が確認できる文書で記録致します。
			法人本部と他の拠点との内部取引(人件費の支払い、業者支払いの精算)において、一つの会計仕訳の中で、法人本部と他の拠点が混在する会計処理が行われている。社会福祉法人会計では、法人内の内部取引がある場合、それぞれの拠点毎で会計仕訳を行う。そうしなければ拠点区分貸借対照表の貸借が一致しない。現状では、貸借の不一致を解消するため、拠点区分間繰入収入(収益)・繰入支出(費用)、あるいは、事業区分間繰入収入(収益)・繰入支出(費用)で調整している。これは社会福祉法人会計における適正な会計処理ではないため、改善すること。 【社会福祉法人会計基準第2条第2号、指導監査ガイドラインⅢ3(1)】	現在の入力方法を改め、適正な会計処理となるよう、現在対応中です。改善中の措置状況確認書類として、一部仕訳伝票を添付します。
5	社会福祉法人 奈良市和楽園	実地監査	役員及び評議員の報酬等に関する規程において、報酬の支給の方法(支給時期、支給手段等)及び形態(現金か現物か)について明記すること。 【社会福祉法施行規則第2条の42】	次回理事会(3月開催)・評議員会(3月開催)で役員及び評議員の報酬等に関する規程改正(変更)の決議をいたします。
			令和5年6月21日開催の評議会にて決議された理事の選任について、理事候補者として評議員会に提案する議案が、当該評議会以前の理事会において決議されていなかった。評議員会への理事選任の提案は、予め理事会において理事候補者の提案について決議を得て行うこと。 【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項準用、社会福祉法施行規則第2条の12】	次回より、理事の選任について、予め理事会において理事候補者の提案の決議を行います。

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者に指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容を記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

	法人名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
			令和5年6月21日開催の評議会にて決議された監事の選任について、監事候補者として評議員会に提案する議案が、当該評議会以前の理事会において決議されていることを確認できなかった。評議員会への監事選任の提案は、予め理事会において監事候補者の提案の承認を得て行うこと。 また、監事を選任する議案に対する過半数の同意が必要であるが、同意を得ていなかったため、今後は同意を得るとともに、その旨を記録すること。 【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項及び第181条第1項準用、社会福祉法施行規則第2条の12】	次回より、監事を選任について、予め評議員会において監事候補者の提案についての承認を行います。 監事を選任については、評議員の同意を得て、議事録に記載いたします。
6	社会福祉法人 ならのは	実地監査	令和5年6月1日に開催された評議員会における監事に関する議案について、監事の過半数の同意を得ていることを確認できなかった。監事の過半数の同意を得たことが明確になるよう記録すること。 【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項準用】 社会福祉法人ならのは定款第19条第3項に「理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。」と規定しているが、令和5年度は1回も実施できていない。理事長及び業務執行理事は、定款の規定に従い、自己の職務の執行の状況を理事会に報告すること。 【社会福祉法第45条の16第3項、社会福祉法人ならのは定款第19条第3項】 高齢福祉サービス拠点区分と若年福祉サービス拠点区分との内部取引において、一つの会計仕訳のなかで、高齢福祉サービス拠点区分と若年福祉サービス拠点区分が混在する会計処理が行われている。社会福祉法人会計では、法人内の内部取引がある場合、それぞれの拠点毎に（高齢福祉サービス拠点区分の仕訳と、若年福祉サービス拠点区分の仕訳）で会計仕訳を行う。そうしなければ拠点区分貸借対照表の貸借が一致しない。現状では、貸借の不一致を解消するため、拠点区分間繰入収入（収益）、拠点区分間繰入支出（費用）で調整している。これは社会福祉法人会計における適正な会計処理ではないため、改善すること。 【社会福祉法人会計基準第2条第2号、指導監査ガイドラインⅢ3(1)】 内部取引が次のとおりで、適正に会計処理がなされていない。適正な処理を行うこと。 ①若年福祉サービス拠点区分の内部受託事業収入（収益）3,080,000円、高齢福祉サービス拠点区分の内部業務委託費支出（費用）2,944,140円が計上されているが、社会福祉事業区分資金収支（事業活動）内訳表において内部取引消去がなされていない。また、金額が不一致となっている。 ②若年福祉サービス拠点区分の拠点区分間繰入支出（費用）2,233,522円に対する高齢拠点の拠点区分間繰入収入（収益）が計上されず、拠点区分間繰入支出（費用）△2,233,522円として、社会福祉事業区分資金収支（事業活動）内訳書で相殺されており、内部取引消去で相殺表示されていない。 【社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い4、指導監査ガイドラインⅢ3(3)2】	監事二人とも継続での就任の為、口頭での同意を得ていたが、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（監事を選任に関する監事の同意等）第七十二条第1項を評議員会における選任に関する議案について、事前に添付資料の（監事選任における監事同意書）にて監事の過半数の同意を得たことが明確になるよう記録します。 本年度は理事長及び業務執行理事職務執行状況報告を12月20日開催の理事会にて報告予定です。 次年度につきましては定款に従い会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上の業務執行理事職務執行状況報告をいたします。 当期の決算において改善します。 当期の決算において改善します。

※ 「改善報告書の内容」は、原則として事業者に指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容を記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

	法人名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
			賞与引当金について、経理規程第57条に規定しているにもかかわらず計上していない。賞与の支給対象期間は10月～3月分を5月に支給することになっており、賞与引当金の計上が必要となる。さらに当該賞与支給見込み額に対する社会保険料も含めて、当期の決算において計上すること。 【指導監査ガイドラインⅢ3(1)、社会福祉法人モデル経理規程細則12】 経理規程において、次の点について改めること。 ①社会福祉法人ならのは経理規程の目次における条文が、各規程の条文と整合していない。 ②第4条第2項の計算関係書類をモデル経理規程に準拠して作成すること。すなわち、(1)法人単位資金収支計算書(第一号第一様式)、(2)事業区分資金収支内訳表(第一号第三様式)、(3)拠点区分資金収支計算書(第一号第四様式)、(4)法人単位事業活動計算書(第二号第一様式)、(5)事業区分事業活動内訳書(第二号第三様式)、(6)拠点区分事業活動計算書(第二号第三様式)、(7)法人単位貸借対照表(第三号第一様式)、(8)事業区分貸借対照表(第三号第二様式)、(9)拠点区分貸借対照表(第三号第三様式)。なお、現在作成している資金収支内訳表、事業活動内訳表、貸借対照表内訳表は経理規程に規定がなく、作成を要しない。 ③第4条第3項の附属明細書の記載についてモデル経理規程に準拠した順番で作成すること。例えば(1)借入金明細書(別紙3(①))など。 ④第6条第4項におけるサービス区分の記載について、グループホーム、デイサービス、本部、就労支援と記載しているが、サービス区分における正しい事業所の名称の記載となっていない。 ⑤第16条及び第21条において予算は理事会・評議員会の承認を得ることと規定しているが、定款第33条第1項では理事会において理事総数の3分の2以上の同意及び評議員の承認となっている。 ⑥第36条において統括会計責任者に報告する旨を規定しているが、当該経理規程に統括会計責任者の規定はない。	当期の決算において改善します。 ①経理規程目次の条文を各規程の条文と整合しました。 ②第4条第2項の計算関係書類をモデル経理規程に準拠して作成しました。【なお現在作成している資金収支内訳表、事業活動内訳表、貸借対照表内訳表は経理規程に規定がなく、作成を要しない】については当期の決算において改善します。 ③第4条第3項の附属明細書の記載をモデル経理規程に準拠した順番で作成しました。 ④第6条第4項のサービス区分の記載を正しい事業所名に記載変更しました。 ⑤第16条及び第21条の承認を得る記載を定款に準拠しました。 ⑥第36条の統括会計責任者の記載を削除しました。 上記経理規程の変更は1月31日に理事会にて議案として決議されました。
7	社会福祉法人 ならやま会	実地監査	基本財産の一部について、定款への記載を欠いていたため、追加すること。 また、附則に定款を改訂した年月日の記載を検討すること。 【社会福祉法第31条第1項】 役員等報酬規程に、報酬の支給方法(支給時期及び支給手段等)に関する記載を欠いていたため、追加すること。 【社会福祉法施行規則第2条の42】 決議の省略を行った評議員会において、議案に特別の利害関係を有する評議員の存否についての確認が行われていなかった。決議の省略の場合であっても、提案書等において、各議案について特別の利害関係を有する評議員の存否を確認すること。 【社会福祉法第45条の9第8項】	今年度内に定款を変更し、速やかに届け出る予定です。 支給方法について速やかに追加します。 評議員会開催、決議の省略の場合を問わず、招集通知において特別の利害関係の有無を確認し、関係する場合の連絡を求めるようにします。

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者に指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容を記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

	法人名	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
			令和5年5月17日開催の理事長の選任に係る理事会について、当該理事会の招集通知は省略することとして令和5年4月27日の理事会で、その時点の理事及び監事の全員から同意を得ていたが、定時評議員会の後に開催される理事会の招集通知の省略に係る同意については、定時評議員会により新たに選任された役員から得ること。 また、招集通知の省略に係る理事及び監事の全員からの同意を理事会の場で確認する場合は、当該同意を得たことについて、議事録等で明確に記録を残すこと。 【社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条第2項】	次回理事改選の際には招集通知の省略をせず、旧理事による推挙、評議員会での承認、新理事への招集通知の形式で開催の形式で実施します。
			理事長による職務執行状況の報告について、令和2年度を最後に、以降の理事会で行われていなかった。 今後は、定款に規定している毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上の頻度で、理事長による職務執行状況の報告を行うこと。 【社会福祉法第45条の16第3項】	定款に基づき職務執行状況報告を実施します。
			定款において、事業計画及び収支予算の承認を評議員会の決議事項としているが、当該事項について評議員会により決議されていなかった。今後は、定款に基づき適切な処理を行うこと。 【社会福祉法人ならやま会定款第11条第9号、第33条】	令和6年度分より事業計画及び予算についての評議員会の招集、開催を行います。
			法人においてすでに実施されていない事業が登記されていた。法人の事業内容に変更が生じた場合は、変更が生じた日から2週間以内に登記すること。 【社会福祉法第29条】【組合等登記令第3条】	事業について検討し、方針が決定次第登記します。
8	社会福祉法人 大和まほろば 会	実地監査	理事の選任手続において、理事候補者に対して欠格事由に該当しないこと、各理事と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないか、暴力団等の反社会的勢力に属する者でないことを確認すること。 【社会福祉法第40条第1項準用、第44条第6項】	令和5年度に選任した理事について、選任時点において欠格事由等に該当しない旨の確約書を各理事から提出いただき、確認いたします。
			監事の選任手続において、監事候補者が欠格事由に該当しないこと、理事又は職員を兼ねていないこと、各役員と特殊関係にある者が含まれていないこと、暴力団員等の反社会的勢力の者が含まれていないことについて確認すること。 【社会福祉法第40条第1項準用、社会福祉法第44条第7項】	令和5年度に選任した監事について、選任時点において欠格事由等に該当しない旨の確約書を各監事から提出いただき、確認いたします。
			令和5年5月31日に開催した理事会において決定された監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得たことを確認できなかった。定款施行細則第13条第4項の規定に従い、当該同意があった旨は理事会議事録に記録すること。 【一般社団法人及び一般財団法人法第72条第1項準用】	監事選任の評議員会には、選任された2名の監事が出席しており、相互に選任に異論はないと思われるが、今後は、評議員会での選任の議事において、同意を確認して、議事録に記録するようにいたします。